



神奈川県藤沢市
市長 山本 捷雄 様

石洗広推第06-26号
平成18年11月27日



**「『藤沢市石けん推進協議会運営要綱』の廃止に係る要請について(回答)」に
関する問い合わせ
【公開質問状】**

拝復 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当工業会より本年5月25日付(石洗広推第06-13号)にて送付いたしました「藤沢市石けん推進協議会運営要綱の廃止に係わる要請」につきまして、8月2日付にて回答をいただき、ありがとうございます。また、9月7日の当工業会との面談では、市民自治部消費生活課・課長様に貴重なお時間をいただき、感謝申し上げます。

さて、貴市からの回答および面談において、疑問を感じるところがございましたので、あらためて下記のとおり質問いたします。お手数ですが書面にてご回答ください。

敬 具

記

1. 「藤沢市石けん推進協議会運営要綱」を廃止されない理由の確認

本要綱は、合成洗剤および石けんに係わる諸問題について検討を行う 藤沢市石けん推進協議会(以下、協議会と略す)の運営要綱であり、合成洗剤の使用を禁止しているものではないと、回答で述べられています。しかし、本要綱第1条(目的)の後段では「石けん使用運動を推進するため協議会を設置する。」と明記されており、以下の2.および3.項のように、協議会の活動は、明らかに合成洗剤について、市民に対して誤った内容の情報を提供することで、石けんの使用推進を図っています。

また、当工業会から科学的根拠に基づかない施策と申し上げておりますが、これに対して合成洗剤の安全性については言及していないとの回答いただきました。しかしながら、協議会の活動は、科学的な根拠に基づくものとは言い難く、健全な市民生活形成を阻害するものと考えます。

行政施策は合理的な論理を持って実施されるべきということは、申し上げるまでもございません。本要綱第3条によれば、市の関係職員も協議会の構成員であり、さらに第9条では毎年、市の予算を活動経費に当てることが定められています。本要綱に定められた「石けん使用運動を推進する」ために、合成洗剤について、誤った情報提供活動を行っている実態に関して、貴市はどのようにお考えになっており、その是正措置はとられるのでしょうか、説明を求めます。

当工業会は、健全な活動が行われていない現状を鑑み、その誤解を招く元になっている本要綱そのものの廃止を求めざるを得ません。貴市は1996年に「藤沢市環境基本条例」を制定され、その具体的指針として「藤沢市環境保全行動指針<市民編・事業者編>」を作成しておられます。

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyoku/page100040.shtml>

行動指針では、洗剤だけでなく、総合的な視点での水質汚濁防止施策が既に示されています。したがって、昭和56年に制定された本要綱はその役割を終えていると考えます。この点についても説明を求めます。

2. 貴市のパンフレット「石けんでやさしい暮らし」および同名パンフレット(ジュニア版)

9月7日の面談において、パンフレットの内容に間違いがあるとお認めになっていますが、在庫は継続して配布すると伺っています。誤った内容の情報を市民に提供することは断じてならないと私どもは考えております。これについて貴市のお考えをお知らせ下さい。

3. 協議会が行っている小学校への出前講座

藤沢市石けん推進協議会発行の「石けん推進だより」には、協議会による出前講座を受講した小学生の感想文が掲載されており、いずれも合成洗剤は怖いという内容で、いくつもの例が報告されています。しかしながら合成洗剤は、石けんと同様に、使用時の人健康安全、そして、使用されたあとの環境安全性に問題がないことが、科学的に確認されています。こうした検証された最新の科学データ・評価状況のみならず、ハザード、暴露、リスクという化学物質の安全性評価の基礎的考え方が、出前講座では紹介されていないのではないかと疑問を抱きます。教育は正しい事実・考え方を教える場です。協議会に教育現場での講座を許可している貴市教育委員会のお考えを併せてお知らせください。

以上、勝手ではございますが、12月27日までにご回答ください。
ご回答がそれ以降になる場合は、予めご回答期日をお知らせ願います。

添付資料

1. 藤沢市石けん推進協議会運営要綱 (平成15年4月1日)
2. 「藤沢市石けん推進協議会運営要綱」の廃止に係わる要請
(当工業会 平成18年5月25日付 石洗広推第06-13号)
3. 「藤沢市石けん推進協議会運営要綱」の廃止に係わる要請(回答) (貴市 2006年8月2日付)